山口市明るい選挙広報紙　平成12年３月15日発行　No.16

きんもくせい

<山口市の花木>

平成11年度 明るい選挙啓発ポスター山口県審査佳作　山口市立大殿小学校６年　藤村朋世さんの作品

選挙は民主政治の基本です。明るい選挙は正しい政治の基本です。私たちの一票　大事な一票です。

編集・発行　山口市明るい選挙推進協議会
（山口市選挙管理委員会事務局内
電話083-934-2877）

110年の歩みからよりよい明日へ　－選挙制度110周年－

時代は変わっても　一票の大切さは変わらない

明治二十二年（一八八九年）衆議院議員選挙法公布によって日本の選挙制度が始まってから、平成十一年で百十年。

これからも、みんなが積極的に参加する明るい選挙を実現し、よりよい明日へとつなげていきましょう。

制限選挙の時代

男子のみの国税納付額による制限

（明治22年～大正14年）

明治二十二年二月

大日本帝国憲法制定
貴族院と衆議院から成る国会創設
衆議院議員選挙法（以下選挙法という。）制定

明治二十三年

第一回衆議院議員総選挙
国税納付額十五円以上
有権者数　総人口の約一％

明治三十三年

選挙法の改正
国税納付額十円以上
有権者数　総人口の約二％

大正八年

選挙法の改正
国税納付額三円以上
大正九年の有権者数　総人口の約五％

男子普通選挙の時代

国税納付額による制限の撤廃

（大正14年～昭和20年）

大正十四年

選挙法の改正
（国税納付額による制限の撤廃）
満二五歳以上の男性は一定の資格事由に該当する者を除いて誰でも選挙権を持つという普通選挙制度を確立。
選挙公営制度を採用
有権者数　総人口の約二一％

昭和三年

大正十四年選挙法改正後、最初の総選挙
有権者数　総人口の約二〇％

完全普通選挙の時代

性別による制限の撤廃

（昭和20年～現在）

昭和二十年

選挙法の改正により完全普通選挙制度に到達
（女性も男性と同じ条件で選挙権は二〇歳・被選挙権は二五歳で行使できることとなる。）
有権者数　総人口の約四二％

昭和二十一年

完全普通選挙制度による最初の総選挙。
地方議会議員の選挙でも、選挙権・被選挙権が衆議院議員選挙と同じになる。
地方公共団体の長も公選となる。

昭和二十二年

参議院議員選挙法が制定
貴族院に変わって参議院を設立。

昭和二十五年

四月に公職選挙法制定。

昭和34年の選挙広報車

昭和21年にバス停留所に掲示された選挙運動ポスター（第22回衆議院議員総選挙）
写真提供　藤村恒彦さん（湯田温泉）

ザ・センキョ クイズ

下のヒントの□をうめて、クイズに答えて下さい。正解者の中から抽選で30名の方に記念品を差し上げます。

選挙でつくる私達の明日

クイズ

時代は変わっても A B C D の E F G H I は変わらない

ヒント

★選挙人は誰でも各人平等に A **人一票**であり、信条、性別、財産、教育程度などで差別されません。

★あなたの大切な**一** B **ょう**が政治を変えます。

★前回の参議院議員通常選挙から、午後６時までの**とうひ** C **う**時間が、午後８時までに延長されました。

★特定の候補者を支援する**選挙** D **んどう員**は候補者に無償で労務を提供することを前提としています。

★一定の年齢に E **っした**すべての人（資格のない者を除く）は平等に選挙権を有します。

★きれいな選挙のためには「贈らない、求めない、受け取らない」の「**三な** F **運動**」を政治家だけでなく、有権者も周知することが必要です。

★投票所の入場整理券が届かなくても、G **んきょにん名簿**に登載されている投票所で投票できます。

★すべて選挙における投票の**ひみ** H は、これを侵してはならないのです。

★政治家は選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの**あい** I **つ状**を出すことは禁止されています。

あとがき

新たなミレニアムを迎え、政治に希望と期待を持っています。

今年は選挙の多い年です。あなたの大切な一票が政治を変えます。投票には、ぜひ出かけましょう。

私達国民固有の権利です。

◎**応募資格**　市内に在住の方

◎**応募方法**　4月15日(当日消印有効)までに、ハガキに・答え・住所・氏名・年齢を明記し
〒753-8650 山口市亀山町2-1
山口市選挙管理委員会事務局へ
送って下さい。

◎当選者の発表は、記念品の発送をもってかえさせていただきます。